

第31回 PBスクール



【動画配信のご案内】

公益信託の設立・公益法人の公益信託化

ワンランク上のスキルを獲得するための集中講座です。

日 時

2026年8月より動画配信開始予定

テーマと
講師

<Part1>

三権分立型公益信託とは

<Part2>

実務上の論点

<講師>

大石 篤史（おおいしあつし）氏

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業
パートナー 弁護士・税理士

プロフィール

1996年東京大学法学部卒業 1998年 弁護士登録（第二東京弁護士会 所属）2003年ニューヨーク大学ロースクール修了
2004年 ニューヨーク州弁護士登録 2006年 税理士登録
・早稲田大学「国際ファミリービジネス総合研究所」招聘研究員
・公益社団法人日本証券アナリスト協会「PB職業倫理等審査委員会」委員および「PB教育委員会」委員
・経済産業省「ファミリービジネスのガバナンスの在り方に関する研究会」委員



公益社団法人
日本証券アナリスト協会
The Securities Analysts Association of Japan

お問合せ: PB教育担当
E-mail: pb@saa.or.jp

Part 1	令和8年4月1日から、新たな公益信託制度が施行されました。税制上のメリットが公益法人と同様に認められたことにより、創業家が保有する自社株式を公益信託に移管し、その配当を原資として公益活動に活用するスキームが実務上有力な選択肢となります。 PART1では、(1)外部者の人数を減らすとともに運営コストを大きく抑えた設計、(2)委託者の権利行使を通じて創業家が公益活動に関与できる、信託管理人・運営委員会との「三権分立型」の仕組みを取り上げます。
Part 2	PART 2では、上記に関連して、ファミリーガバナンス契約と公益信託契約を接合することにより、創業家の意思を永続的かつ統一的に反映させる方法を紹介します。 さらに、公益信託については、新規設立するだけでなく、既存の公益法人を公益信託化するという手法がありうる点にも注目し、公益法人との比較も交えながら、その可能性と実務上の論点をご紹介します。 あわせて、公益信託契約とファミリーガバナンス契約の想定される骨子についても取り上げます。

1.視聴料(各Part) および視聴方法

- ①PB資格保有者 2,200円もしくはPB継チケ（資格更新制度継続学習料）2ユニット
 - ②CMA、CIIA、一般会員、個人賛助会員、法人会員・法人賛助会員の役職員、検定会員補、CMA1次・2次受講者、PB受験者 2,200円
 - ①および②の方は、マイページおよび専用ページの「購入動画一覧」また「動画閲覧」より視聴ください。
 - ③上記以外の方 4,400円
 - 上記①および②以外の方は、動画検索・視聴画面から該当の動画を選択し、視聴料お支払の画面にお進みください。お支払後、メールアドレスに視聴用URLが送付されます。
- *継チケ以外でのお支払いは、手数料が200円かかります（①～③共通）。

2.配信開始予定 2026年8月配信予定

3.継続教育ポイント 各Part 2ポイント

